



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年6月25日金曜日 第1569号外2

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町及び南宇和郡愛南町の設置に伴う関係規則の整備に関する規則.....	1
愛媛県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則.....	2
愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	2
租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則.....	2

### 公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程.....	2
-------------------------------	---

## 規 則

### ○愛媛県規則第41号

東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町及び南宇和郡愛南町の設置に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町及び南宇和郡愛南町の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

**第1条** 愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第27条第3項の表松山中央保健所久万支所の項位置の欄中「久万町」を「久万高原町」に改め、同表宇和島中央保健所御荘支所の項同欄中「御荘町」を「愛南町」に改める。

第67条第3項の表岩城分場の項位置の欄中「岩城村」を「上島町」に改める。

第80条第3項の表今治中央地域農業改良普及センターしまなみ普及室の項管轄区域の欄中「魚島村、弓削町、生名村、岩城村」を削り、「及び大三島町」を「大三島町及び上島町」に改め、同表松山中央地域農業改良普及センター久万普及室の項位置の欄中「久万町」を「久万高原町」に改め、同表宇和島中央地域農業改良普及センター御荘普及室の項同欄中「御荘町」を「愛南町」に改める。

別表第3の2位置の欄中「久万町」を「久万高原町」に、「御荘町」を「愛南町」に改める。

別表第4位置の欄中「久万町」を「久万高原町」に、「御荘町」を「愛南町」に改める。

(愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則(昭和60年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表場所の欄中「上浮穴郡久万町大字久万町 571 番地 1

」を「上浮穴郡久万高原町久万 571 番地 1」に、「南宇和郡御荘町平城3048番地」を「南宇和郡愛南町平城3048番地」に改める。

(愛媛県垂直積雪量に関する規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県垂直積雪量に関する規則(平成12年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「、当該建築物の敷地の標高が、当該建築物の敷地の存する市町村の区域の標準的な標高(当該市町村の役場の敷地の標高をいい、以下「標準標高」という。)を超える場合であって」を削り、「と標準標高」を「と当該建築物の敷地の存する市町村の区域の標準的な標高(当該市町村の役場の敷地の標高をいい、以下「標準標高」という。)」に改め、同条の表1の項区域の欄中「、越智郡」を「及び越智郡」に改め、「及び上浮穴郡面河村」を削る。

別表5の項区域の欄中「、上浮穴郡美川村」を削り、同表8の項及び9の項を削り、同表10の項同欄中「久万町」を「久万高原町」に改め、同項を同表8の項とする。

**第4条** 愛媛県垂直積雪量に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1の項区域の欄中「、魚島村、弓削町、生名村、岩城村」を削り、「及び関前村」を「関前村及び上島町」に、「御荘町、城辺町及び西海町」を「愛南町」に改め、同表2の項同欄中「、越智郡」を「並びに越智郡」に改め、「並びに南宇和郡内海村」を削り、同表4の項同欄中「、喜多郡」を「並びに喜多郡」に改め、「並びに南宇和郡一本松町」を削り、同表5の項同欄中「温泉郡重信町」を「東温市」に改め、同表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とする。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

**第5条** 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成14年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表7の項中「上浮穴郡久万町大字久万町 571 番地 1」を「上浮穴郡久万高原町久万 571 番地 1」に改め、同表13の項中「南宇和郡御荘町平城3048番地」を「南宇和郡愛南町平城3048番地」に改める。

(愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部改正)

**第6条** 愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則(平成15年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表6の項中「南宇和郡御荘町平城3048番地」を「南宇和郡愛南町平城3048番地」に改める。

### 附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中愛媛県行政組織規則第27条第3項の表松山中央

保健所久万支所の項及び第80条第3項の表松山中央地域農業改良普及センター久万普及室の項の改正規定、別表第3の2の改正規定（「久万町」を「久万高原町」に改める部分に限る。）並びに別表第4の改正規定（「久万町」を「久万高原町」に改める部分に限る。）、第2条中愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則別表の改正規定（「上浮穴郡久万町大字久万町571番地1」を「上浮穴郡久万高原町久万571番地1」に改める部分に限る。）、第3条の規定並びに第5条中建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則別表7の項の改正規定 平成16年8月1日

(2) 第4条中愛媛県垂直積雪量に関する規則別表5の項の改正規定及び同表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とする改正規定 平成16年9月21日

○愛媛県規則第42号

愛媛県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和37年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号及び第3号中「国立又は公立の」を「地方公共団体、独立行政法人国立病院機構又は国立大学法人が設置する」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県看護職員修学資金貸与条例施行規則第1条の2の規定は、平成16年4月1日から適用する。

○愛媛県規則第43号

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

様式第1号注中4を削り、5を4とする。

様式第3号注中6を削り、7を6とする。

附則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

○愛媛県規則第44号

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加戸守行

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則（平成12年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第12号八、第62条の3第4項第12号八」を「第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第13号八」に改める。

第8条中「第31条の2第2項第12号八及び第62条の3第4項第12号八」を「第31条の2第2項第13号八及び第62条の3第4項第13号八」に改める。

様式第1号造成宅地の概要の項1、様式第3号8の項、様式第4号造成宅地の概要の項6及び様式第5号7の項中「第31条の2第2項第12号八」を「第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第12号八」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成16年6月25日

愛媛県公営企業管理者 和氣政次

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程（愛媛県公営企業組織規程の一部改正）

第1条 愛媛県公営企業組織規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「面河村」を「久万高原町」に改める。

別表第1愛媛県立南宇和病院の項位置の欄中「城辺町」を「愛南町」に改める。

（中山川逆調整池ダム操作規程の一部改正）

第2条 中山川逆調整池ダム操作規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3貯水位及び流入量の部中山川逆調整池の項観測施設の欄、同部流量観測所の項同欄及び同表降水量の部ダム地点上流雨量観測所の項同欄中「温泉郡川内町大字」を「東温市」に改める。

（愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程の一部改正）

第3条 愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1愛媛県立南宇和病院の項事業所の欄中「城辺町」を「愛南町」に改める。

附則

この管理規程は、平成16年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中愛媛県公営企業組織規程第8条第1項の改正規定 平成16年8月1日
- (2) 第2条の規定 平成16年9月21日